

名護市総合交通ターミナル実施計画（対応方針）策定業務委託

仕様書

第1章 総 則

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、発注者である名護市（以下「甲」という。）が請負業者（以下「乙」という。）に発注する「名護市総合交通ターミナル実施計画（対応方針）策定業務委託」に適用する。

（業務名）

第2条 名護市総合交通ターミナル実施計画（対応方針）策定業務委託

（業務場所）

第3条 本業務の業務場所は、名護市城地内とする。

（履行期間）

第4条 本業務の履行期間は、契約締結日～令和7年3月14日（金）とする。

（業務の目的）

第5条 名護市では、「名護湾沿岸（名護漁港周辺エリア）実施計画」に基づき、「誰もがなごやかに過ごせる、「あけみおのまち・名護」の拠点」として、拠点性を高めるため、交通結節機能とともに観光物産、情報発信、駐車、防災、広場等が複合した総合交通ターミナルの整備を進めていくこととしている。

本業務は、コミュニティバスや高速バス、路線バス、タクシー、高速船、カーシェア、シェアサイクルなど多様なモビリティの乗り換えに対応可能で、かつ、将来の鉄軌道終着駅も含めたターミナル機能を持ち、併せて名護漁港で水揚げされる海の幸が楽しめる飲食施設や商業施設等を含めた当該施設整備の早期実現に向け、名護市総合交通ターミナル実施計画（対応方針）の策定をするものとする。

（法令等の遵守）

第6条 本業務は、当該仕様書に定めるもののほか、次の各号に掲げる関係法令等に即して業務を遂行しなければならない。

- (1) 契約書
- (2) 名護湾沿岸（名護漁港周辺エリア）実施計画（令和3年度策定）
- (3) 名護市地域公共交通計画（令和3年度策定）

- (4) 名護市総合交通ターミナル整備基本計画（令和４年度策定）
- (5) 第２次名護市都市計画マスタープラン（令和４年度策定）
- (6) 名護市条例
- (7) その他関係法令 等

（書類の提出）

第７条 本業務の履行にあたっては、乙は次の各号に掲げる書類を遅滞なく提出しなければならない。

- (1) 着手時 ： 着手届、工程表、業務計画書、管理技術者通知書
- (2) 完了時 ： 完了報告書、納品書、業務成果引渡書、成果品

（協議及び協議解決）

第８条 本業務が円滑に実施されるよう、業務の進捗状況や業務内容に関する打合せを適宜実施し、十分な連絡調整を図るものとする。また、本業務の実施に際して疑義が生じた場合は、甲乙協議するものとする。

（業務計画）

第９条 乙は、あらかじめ業務に必要な業務計画書を作成し甲と協議しなければならない。

（成果品の検査）

第１０条 乙は、本仕様書等に定められた業務を行い、成果品の検査に合格したときに業務は完了するものとするが、業務完了後において誤りを発見したときは、直ちにこれを訂正するものとし、これに対する経費は乙の負担とする。

（乙の責務）

第１１条 乙は、当該業務を履行するにあたり、第５条及び次の各号に掲げる事を遵守するものとする。なお、調査にあたっては最新のデータを活用し、必要に応じて複数年のデータを用いるものとする。

- (1) 乙は、誠実を旨として業務にあたらなければならない。
- (2) 乙は、本業務により知り得た事項について、非公開とするべきものについては、非公開を厳守し、また甲の承諾を得ないで他の目的に利用してはならない。
- (3) 本業務中に、地元住民や権利者等から業務に関して、異議があった場合、速やかに甲と協議しなければならない。
- (4) 乙は、本業務の実施にあたり技術上の管理を行う管理技術者を定め、業務全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (5) 乙は、業務のために必要な関係官庁の手続きとその他関係者に対して、常に密な連絡を取ると共に十分な協議を行い、円滑な業務の進捗を期さなければならない。
- (6) 乙は契約遂行に必要な関係資料の貸与を申し出ることができる。

第2章 業務内容

(業務内容)

第12条 業務内容は、概ね次のとおりとするが、乙の提案内容に基づき、甲と乙との協議により業務内容を決定する。

(1) 総合交通ターミナル整備に伴う関連計画や整備に向けた条件整理

北部の玄関口、拠点となる施設として目指すべき姿を明確化し、沖縄県土における公共交通施策の位置付けや、総合交通ターミナル整備にあたっての条件を整理すること。

(2) 公共交通再編後の交通ネットワーク体系の具体化

名護市における将来の公共交通再編を見据え、それに適した需要算定、交通ネットワーク体系の具体化を行い、総合交通ターミナルを拠点とした北部地域、中心市街地等への回遊イメージを整理すること。

(3) 総合交通ターミナルのモータルコネクト機能の具体化（実証実験の実施）

総合交通ターミナル整備後のシームレスな交通モードの乗り換えを検討、検証するため、整備予定地周辺での実証実験の企画・運営を行う。

例1：高速バス等の乗降を名護漁港付近に仮設バス停を設置し、降りた後の路線バス、タクシー、コミュニティバス等との乗継の確認を一定期間行う。

例2：名護漁港付近から中心市街地へのアクセス手段として、電動アシストやキックボードなど、小型モビリティを活用してのまちなか散策

※実証実験の時期については、夏祭りや、桜祭りなど人が集まる時期を見据えて実施すること

(4) 主要交差点交通量調査・検証

総合交通ターミナルに格納する交通機能の需要を算出するため主要交差点にて交通量調査を実施し、整備後の交通処理方法、施設へのバス等の乗り入れ口について検証を行うこと。

(5) 総合交通ターミナル（集客施設側）サウンディング調査の実施

令和5年度に実施した学生や地元住民等を対象としたワークショップでは総合交通ターミナル(集客施設側)へ導入してほしい機能として様々なご意見がありました。当該施設の管理運営や賑わい創出などについて、民間活力を活用して包括的に管理することにより、持続可能かつ効率的な維持管理及び魅力向上を推進するため、サウンディング調査を実施すること。

(6) 公共交通利用者実態調査・分析

高速バス、路線バス、タクシー、コミュニティバス、高速船等の利用者を対象に利用者実態調査を行い、総合交通ターミナル供用時の需要、現状の把握、データ分析を行うこと。

(7) 住民ワークショップ及びアンケート調査による住民ニーズの抽出及び機運醸成

①住民ワークショップ

総合交通ターミナルに求める住民ニーズをより具体的に把握・分析するため幅広い世代を対象とした住民ワークショップ等（４回程度）を企画・実施すること。

※ワークショップは、映像等を活用し、名護漁港周辺エリアの現状と総合交通ターミナルが整備されることによる街の変化について、ワークショップ参加者がイメージしやすいよう努めること。

②アンケート調査

名護市内の高校生を対象に、アンケート調査を実施し、ニーズの把握・分析を行うこと。

※上記①、②の実施において機運醸成に繋がる工夫をご検討ください。

(8) 施設配置計画及び施設規模の具体化（イメージパース作成）

(1) ～ (7)までの業務内容及び過去の関連計画等を整理し、総合交通ターミナルの施設配置計画及び施設規模の具体化を行い、施設配置については、イメージパースの作成（８枚程度）を行うこと。イメージパースについては、総合交通ターミナルから中心市街地までを含めたエリアイメージを作成すること。

(9) 関係者との調整及び合意形成の支援

総合交通ターミナルの事業推進にあたっては、地域の関係者、交通事業者、各施設管理者をはじめ、様々な関係主体・関係機関等の理解と協力が不可欠である。ターミナル整備の実現に向け、様々な関係主体・関係機関との意見交換を実施し、合意形成を図るための支援を行う。

※特にバス事業者については、総合交通ターミナル整備後のバス路線網の再編案、バス動線等の設定、機能分担、新設ターミナルの位置付け、ターミナルに乗り入れるメリット等を整理した資料を作成し、合意形成の支援に努めること

(10) 名護市中心市街地まちづくり推進協議会及び（仮称）名護市総合交通ターミナル検討部会の運営支援

本業務の実施にあたり、名護市中心市街地まちづくり推進協議会（４回開催予定）及び（仮称）名護市総合交通ターミナル検討部会（４回開催予定）並びにその他会議の運営を支援する。各種会議の運営支援は、次の事項を具体的な業務内容とする。

① 会議資料の作成及び印刷

② 会議の支援

③ 会議議事録の作成

④上記のほか、会議の運営に必要な事項

※委員に対する報酬や旅費は必要に応じて発注者が各委員に直接支払うことから、本業務の経費からは除外すること。

※令和５年度に開催した名護市中心市街地まちづくり推進協議会の資料については本市HPにて公開しております。

第３章 成果品

（納入成果品）

第13条 本業務において提出する成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 実施計画（対応方針）概要版２０部、業務完了報告書２部
- (2) 上記成果物に係る電子媒体（PDF及びWord形式）
- (3) 集計データ等の成果物
- (4) 打合せ記録簿
- (5) 上記ドキュメントを保存したCD又はDVD
- (6) その他甲が指示する資料等

（納品方法）

第 14 条 契約期間内に、第 13 条納入成果品に定める成果品を提出すること。

第４章 その他

（その他留意事項）

第 15 条 第 1 章から第 3 章に定めるもののほか、以下の各号に定める内容に留意し、円滑に本業務を行うこと。

- (1) 本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (2) 当委託業務に係る全ての成果物の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条に規定する権利を含む）は、甲に帰属するものとする。
受託者は、当業務の実施のために必要な、乙が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう書面により確認しなければならない。特に書面で報告が無い場合は、受託者は問題がないことと認識し、以後何らかの問題が発生した場合は受託者の責任により対処すること。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、乙は甲と協議すること。